

事 務 連 絡
平成28年11月10日

公益社団法人岡山県医師会長

中国四国厚生局岡山事務所長

保険医療機関の禁煙に係る適正な施設基準の届出と
診療報酬請求の周知徹底について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご承知のとおり、当局管内の保険医療機関において、当該保険医療機関の職員による敷地内等での喫煙が判明し、施設基準等の要件を満たさないとして、診療報酬を返還する事案が発生しました。

つきましては、貴会においては、診療報酬の請求等の周知について、日頃よりご尽力いただいているところではありますが、改めて施設基準等の要件を確認し、適切な施設基準の届出と診療報酬の算定がなされるよう、貴会会員への周知徹底をお願いします。

【担当】

中国四国厚生局岡山事務所 審査課

電話：086-239-1275

FAX：086-224-3686